

北海道新型コロナウイルス感染症対策要綱 新旧対照表

改正後	現行	改正理由
<p style="text-align: center;">北海道新型コロナウイルス感染症対策要綱</p> <p>第1～第3 略</p> <p>第4 対策の立案、決定及び実施に関する事項</p> <p>1 略</p> <p>2 レベル分類の設定と運用</p> <p>(1) <u>道は、医療ひっ迫が生じない水準に感染を抑え、日常生活や社会経済活動の回復を促進するため、目安となる指標と対応の考え方を示すレベル分類を設定し、感染の状況等の分析や評価を行った上で、必要な対策を講じていく。</u></p> <p>(2) <u>レベル分類の運用に当たっては、原則、全道域で行いつつ、札幌市を対象とした運用を行うとともに、地域の感染状況や医療への負荷の状況等を踏まえ、地域を限定した対策や特措法第31条の4第6項に基づくまん延防止等重点措置の国への要請等を検討し、実施する。</u></p> <p>(3) <u>行動等の制限につながる要請を行う場合には、特措法に基づき実施するとともに、その制限は必要最小限とする。</u></p> <p>(4) <u>施設の使用制限等に関する要請を行う場合には、事業者の理解と協力が得られるよう、迅速な情報提供や適切な支援を検討するなど、実効性の確保に努める。</u></p> <p>3 略</p> <p>4 意見等の聴取</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 以下の措置を行う場合は、事前に有識者会議及び専門会議の意見等を聴取するとともに、事前に市町村や関係団体等へ情報提供する。 ただし、各会議について、緊急を要するなど開催が困難な場合には、構成員から個別に意見等を聴取することができる。</p> <p>① <u>レベルの移行に関する措置</u></p> <p>② <u>特措法第31条の4第6項に基づく国への要請</u></p> <p>③ <u>特措法第24条第9項、第31条の6及び第45条に基づく措置</u></p>	<p style="text-align: center;">北海道新型コロナウイルス感染症対策要綱</p> <p>第1～第3 略</p> <p>第4 対策の立案、決定及び実施に関する事項</p> <p>1 略</p> <p>2 警戒ステージの設定と運用</p> <p>(1) <u>道は、感染拡大の兆候を早期に捉え、感染状況や医療提供体制への負荷の状況などに応じた対策を的確に講ずるため、目安となる段階的な指標と各段階における注意喚起や協力要請などの対応の考え方を示す警戒ステージを設定する。</u></p> <p>(2) <u>警戒ステージの運用に当たっては、全道域での取組を基本としつつ、感染状況等を踏まえ、必要に応じて、特措法第31条の4第6項に基づくまん延防止等重点措置の国への要請を含め特定の地域や業態を対象とする措置を検討し、実施する。</u></p> <p>(3) <u>行動等の制限につながる協力要請を行う場合には、特措法に基づき実施するとともに、その制限は必要最小限とする。</u></p> <p>(4) <u>施設の使用制限等に関する協力要請を行う場合には、事業者の理解と協力が得られるよう、迅速な情報提供や適切な支援を検討するなど、実効性の確保に努める。</u></p> <p>3 略</p> <p>4 意見等の聴取</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 以下の措置を行う場合は、事前に有識者会議及び専門会議の意見等を聴取するとともに、事前に市町村や関係団体等へ情報提供する。 ただし、各会議について、緊急を要するなど開催が困難な場合には、構成員から個別に意見等を聴取することができる。</p> <p>① <u>警戒ステージの移行に関する措置</u></p> <p>② <u>特措法第31条の4第6項に基づく国への要請</u></p> <p>③ <u>特措法第24条第9項、第31条の6及び第45条に基づく措置</u></p>	<p>2 (1)～(4) 警戒ステージの見直しに伴う改正</p> <p>4 (2) 警戒ステージの見直しに伴う改正</p>

改正後	現行	改正理由
<p>第5 略</p> <p>附則 この要綱は、令和2年12月24日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、令和3年3月19日から施行する。</p> <p>附則 <u>この要綱は、令和3年12月8日から施行する。</u></p>	<p>第5 略</p> <p>附則 この要綱は、令和2年12月24日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、令和3年3月19日から施行する。</p>	